

中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金

1 事業の内容

県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「感染防止対策取組書」を掲示している県内中小企業者等の皆様を対象に、①非対面型ビジネスモデル構築・感染症拡大防止、②ITサービス導入又は③生産設備等導入に取り組む費用の一部を補助する「神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」の募集を、8月3日から開始しますので、お知らせします。

※補助対象事業によって、募集期間が異なります。(①の事業は12月4日(金)まで。②③の事業は10月30日(金)まで。)詳しくは、「6 申請について」をご覧ください。

※補助の対象となる事業は、令和2年4月7日(火)から令和3年1月15日(金)までに実施した事業のみです。

2 補助対象者となる事業者

県内の事業所で補助事業を実施し、WEB登録して発行された「感染防止対策取組書」を掲示している中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人は除く)、社団法人、財団法人。

※創業まもない中小企業者においては、申請日時点までに開業届を税務署等に提出し、かつ、事業実態(売上、仕入等が発生していること)がある者が対象となります。

※特定非営利活動法人、社団法人、財団法人及び特別の法律によって設立された組合(又はその連合会)は、一定の要件があります。

なお、本補助金では、令和2年6月30日まで募集していた神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金(以下「再起促進補助金」という)では対象となっていなかった、パチンコ店や風営法に定める接待飲食店等も補助対象者とします。

詳しくは、募集案内をご覧ください。

(参考) 感染防止対策取組書



3 補助対象事業等

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とします。

※①、②、③のいずれか一つの補助事業を申請することができます。ただし、同一内容で国、県及び市町村等が助成する他の制度と重複する補助事業は申請することができません。

※既に、「再起促進補助金」で採択されている場合も、申請することはできません。

区分	内容	取組事例	補助率	補助上限額
①非対面型ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業	非対面に直接的・間接的に寄与する商品・サービスの開発又は提供とそれに係る広報を実施する事業 感染症拡大を防止する消耗品等を購入する事業	・デリバリーサービス利用や テイクアウト用窓口設置等 非対面ビジネスモデル構築 ・つい立、ビニールカーテンの 取り付け、フェイスシールド等による感染症拡大防止対策 など	補助対象経費の3/4以内	100万円
②ITサービス導入事業	業務効率の向上に資するITサービスを導入する事業	・WEB会議システム、会計ソフトの導入 など		100万円
③生産設備等導入事業	既存設備の効率化や生産能力の向上に資する機械設備(その設備を稼働させる上で必要不可欠な設備を含む)を導入する事業	・個包装のラッピングの設備、搬送用ロボットの導入 など		200万円

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりです。

経費区分	対象経費
①非対面型ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業	広告宣伝費（販売促進費）、機械装置等費、I Tサービス導入費、消耗品等費、開発費、借料、設備処分費、委託費・外注費

経費区分	必須経費	任意経費
② I Tサービス導入事業	I Tサービス導入費	機械装置等費、開発費、借料、委託費・外注費
③生産設備等導入事業	機械装置等費	I Tサービス導入費、開発費、借料、設備処分費、委託費・外注費

5 申請要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症による事業環境への影響を乗り越えるために取り組む事業であること
- (2) WEB登録して発行された「感染防止対策取組書」を店舗・施設等に掲示していること
- (3) 営業許可等を受けている、又は補助事業実施までに許可等を取得する見込みがあること
(行政庁の許可等の必要な業種を行う場合)
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に該当しないこと

6 申請について

経費区分	募集期間	申請方法
①非対面型ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業	令和2年8月3日（月）～ <u>12月4日（金）</u>	郵送のみ（12月4日（金） 消印有効）
② I Tサービス導入事業	令和2年8月3日（月）～ <u>10月30日（金）</u>	郵送のみ（10月30日（金） 消印有効）
③生産設備等導入事業		

7 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき申請内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

補助の対象となる事業は、令和2年4月7日（火）から補助事業の完了日（最長で令和3年1月15日（金））までに実施した事業のみです。この期間内に、発注書・納品書・請求書等の経費支出関係書類の作成・発行や、経費の支払いを行っていることが必要です。

令和2年4月6日（月）以前や令和3年1月16日（土）以降に実施した事業は補助の対象となりません。

実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を交付します。

8 売上高などの県への報告

売上高、売上総利益、経常利益（個人事業主の場合は当期所得）を2年間、県へ報告していただきます。

申請・問合せ先

神奈川県感染症対策補助金班

〒231-0015 神奈川中小企業センター内郵便局留

電話番号 (070) 1187-0382, (070) 1187-1304, (070) 1187-0464, (070) 1187-0549, (070) 1187-0564
(070) 1187-0574, (070) 1187-0237